（但シ月ノ用務ハ幹部會議ニテ定ム）

會則

第一條　本會ハ大阪商船株式會社司厨部員ヲ以テ組織シ名稱ヲ商船同志會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ神戸市榮町六丁目六番地ニ置ク

第三條　本會ハ會長、副會長、各一名理事五名及各船ニ幹事一名ヲ置ク

但シ理事五名互選ノ上内一名ヲ常務トシ陸上勤務タルモノトス

各役員ハ名譽職トシ陸上勤務者ノミニ手當ヲ支給スルモノトス

第四條　本會ハ役員ノ任期ヲ滿二ケ年トス

但シ重任ヲ妨ゲズ

第五條　本會役員ハ會員ノ投票ニ依リ選擧スルモノトス

投票ハ改選期前年ノ十月一日ヨリ一月十一日迄ノ間ニ本會事務所ニ於テ直接又ハ間接ニ行フモノトス

選擧用紙ハ本會規定ノ用紙ニ限ル

開票ハ本會幹部員及船内幹事三名以上立會ノ上行フモノトス

第六條　船内幹事ハ船内會員互選ニ依ルモノトス

但シ本會ヨリ之ヲ推薦スルコトヲ得

第七條　本會々長以下諸役員ノ仕務ハ左ノ各項ニ依ル

一項　會長ハ會務ヲ總攬シ會ヲ代表ス

（但シ全權ノ附與ヲナスコトヲ得）

二項　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長不在ノ場合ハ之ヲ代理ス

三項　理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ實務ニ從事ス

四項　船内幹事ハ一船内ノ會員ヲ代表シ且ツ一切ノ事務ヲ取扱フ

第八條　本會ハ緊急議事ニ關シテハ會長以下幹部員及在港船内幹事ヲ招集ノ上議決スルモノトス

第九條　議事採擇方法ハ出席者參分ノ貳以上ノ多數ノ協賛ヲ得テ決スヘキモノトス

第十條　本會ハ毎年一回定期總會ヲ開ク

期日ハ一月十一日トス

但シ會長ノ必要ト認メタルトキ又ハ理事參名以上、會員十分ノ一以上ノ者ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ要求シタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十一條　本會ハ毎月例會ヲ開催シ各種ノ報告及協議ヲナスモノトス

一日トス

第十條第十一條ニ準用ス

會費及一定出資金ヲ以テ維持ス

金壹圓トス

月金參圓トス

殘餘金ハ基本金ニ加フ

資格

モノハ大阪商船株式會社船舶乘組司厨部員ニ務シタル者タルコトヲ要ス

者ト雖モ幹部ニ於テ認メタル者ハ會員トナル

ル者ハ同時ニ特別會員トシ其權利ヲ有シ義務セントスル者ハ本人出頭ノ上本會規定ノ申込ヲ法ヘ申込ハモノトス

會費及入會金ハ如何ナル事由アルトモ返還セ

掲グル資格ナキ者ニシテ本會ノ趣旨ヲ賛贊ス

贊託、賛助員トス

員ノ推薦ハ理事會ノ決議ニ依ルモノトス

ニ掲グル事項ノ達成ヲ期スル爲メ左記ノ事業

ノ向上ニ伴ヒ着實ナル方法ニ基キ往年來ノ陋

善進歩ヲ圖ル事

家族ニ對シ懇篤ヲ旨トシ相互ノ便宜ヲ計リ且

通信其他一般ノ事務ヲ取扱フ

紹介ヲナス

ヲ掩護シ以テ之ヲ遂行セシム

ニ依リテハ公私一切ノ交渉ヲナス

中家族ニ於テ事故發生シタル場合ハ出來得ヘ

ニ對シ徽章ヲ交附ス（徽章ハ善良ナル者ノ表

レヲ常用スルモノトス）

一回會報ヲ發刊ス

解在、會務狀況、收支計算報告等其他ヲ掲載

顧ツ

一日トス

第二十條　救濟規定

左ノ各項ニ基キ之ヲ行フモノトス

一、會員ニシテ死亡シタル者金五拾圓也

但シ本人墓前ヲ賑ハシ同舟ノ義誼ヲ表徴センガ爲メ石碑建立ノ事

（家政不如意ト認ムル時ハ現金ヲ交附ナス事ヲ得）

二、會員ニシテ職務ノ爲メ癈疾トナリ退職シタル者金五拾圓也

三、會員ニシテ火災ニ罹リタルトキ金五拾圓也

（但シ阪神間在住者ニ限ル）

前三項ノ規定ハ滿二ケ年以上會員ノ義務ヲ果シタル者ニ限ル

四、會員ノ父母及妻死亡シタルトキ金五圓也

但シ入籍者ニ限ル

五、會員ニシテ五ケ年以上會員ノ義務ヲ果シ退會シタル者ニハ紀念品ヲ贈ル事（但シ價格拾五圓也）

六、會員ニシテ十ケ年以上會員ノ義務ヲ果シ退會シタ者ニハ紀念品ヲ贈ル事（價格七拾圓也）

七、會員ニシテ十五ケ年以上會員ノ義務ヲ果シ退會シタル者ニハ紀念品ヲ贈ル事（價格百五拾圓也）

（但シ五、六、七項ニ關シテハ場合ニヨリ現金ヲ交附スルコトヲ得）

八、前各項ニ規定セル外特ニ本會ニ功勞アリタル者ニハ理事會ノ決議ニヨリ定ムルモノトス

九、會員ニシテ疾病ノ爲メ入院治療ヲ要スル者ニハ一金貳圓以内ノ見舞品ヲ送ルコト（但シ物品ハ幹部ニテ定ム）

十、本會休養所内ニ醫務室ヲ設置シ會員及會員家族ニ藥價實費ノミニテ治療ス（目下設備中）

十一、救濟規定ニ關シ特別會員ニハ倍額ヲ贈呈スルモノトス

十二、本救濟規定ニハ會則及船内規則ニ違背シタルモノニハ之ヲ準用セズ

第廿一條　本會ハ會員養成ノタメ左ノ所ニ教習所及休養所ヲ置ク

神戸市板宿鵯ケ池下十二番地

第廿二條　教習所及休養所規定

一、宿泊セントスルモノハ事務所ニ出頭ノ上許可ヲ得ルコトヲ要ス（教習所ニ入學セントスル者亦同ジ）

泊セシム

期費前納タル事（實費）

許可ヲ得タル者ニハ貸與スル事ヲ得）

所ニ監督者ヲ置ク

服從スル事

ニ不法行爲アリタル時ハ幹部ニ申達スル事ヲ

黒ンズルコト

ドシ品格ヲ毀損セザル事

ンジ清潔ヲ旨トスル事

等ニ取扱フコト

服從セザル者ハ宿泊ヲ拒絶スル事アルベシ

尊重シ絶對ニ嚴守スル事

不法行爲アル時ハ幹部ニ申達スルコトヲ得

該當スル者ハ本會員タル資格ヲ失フモノトス

該當スル者ハ除名ス

行ス如キ行爲アル者

ル者

ムシタル者

其ノ義務ヲ遲滯シタルモノ

即合上入港ノ延期シタル場合ハ此限ニアラズ

觸ス如キ行爲アリタル者

係管者ハ官廳ヘノ代表者トス

隙時帳簿ヲ閲覧スル事ヲ得

脱會或ハ除名處分ヲ受ケタル者ハ幹部會ノ許

ハ會ヲナス事ヲ得ズ

ハ必要ナル改正ハ理事會ニ於テ之ヲ定メ會報

ノトス

可故發生シタル場合ハ幹部ニ於テ協議ノ上時

ノナスモノトス

則

ヤアリタル時ハ會旗ヲ持テ送葬ノ

災ノ場合ハ救護班ヲ送ル事

出近居住者ニ限ル